翁委員の御質問とその回答

令和 4 年 12 月 2 日 一般社団法人全国銀行協会

(質問①) 新制度を使われる制度にするために

最終的な出口が最初から多数決という制度だと、全員同意が前提の制度と比較して、金融機関にとって新制度の手続きに入ることについて躊躇があるか。もし、そうしたハードルがあるならば、特にどの点に気を付けた制度設計にすれば、制度を利用する金融機関が増えるとお考えか。

(回答)

- ・多数決要件や、金融機関の取引地位等にも依るが、多数決により、自らの判断 に沿わない決議がなされる惧れがある中、全員同意の制度に比し、(参加するか 否かについて選択権があるのであれば)手続参加に躊躇する金融機関は当然に 在り得ると想定される。
- ・従って、債権者の公平性を確保する為にも、対象債権から一定の債権が除外される場合には、明確な基準に基づいて十分な根拠が示されることが重要と考えている。
- ・また、指定法人等の厳格な入口審査を前提に、一時停止及び手続参加について、 何らかの強制力を持った枠組みが必要と考えている。
- ・なお、多数決とする場合は、反対債権者の権利保護は重要な論点であり、例えば即時抗告の対象を、手続の瑕疵や清算価値保障に限定せず、対象債権の選定の合理性や、無担保債権者と担保付債権者の利益相反、スポンサー選定の合理性等の実体的問題も対象に加えることの検討が必要と考えている。

(質問②) 利用企業のレピュテーションリスクについての受け止めについて

事業再生 ADR から簡易再生に早く移行できるように現制度の使い勝手を改善できたとしても、全員一致が難しいことが予想され法的整理に移行するリスクがみえている企業の場合は、企業の事業再生 ADR の利用への躊躇は大きいのではないか。その点で企業にとって最初から多数決による私的整理の制度新設のメリットは大きいとは考えられないか。

(回答)

・事業再構築が必要な債務者は、多くの場合、資金繰りに窮し、可及的速やかな 一時停止を必要としている。従って、全員同意の成否の見通しが立たないことを もって債務者が事業再生 ADR 等の私的整理の利用を躊躇・断念するものではないと考える。よって、その見通し如何に関わらず、やむなく事業再生 ADR 等の私的整理手続きに入らざるを得ないというのが現在の実情。

・その上で、合理的な私的整理計画が策定されているにも関わらず、不合理な反対債権者により私的整理が頓挫することは事業価値保全の観点から回避されるべきであり、かかる局面において、多数決で計画成立の可能性を高めるという意義はあると考えている。

(質問③) 中小企業の利用について

中小企業でも債権者が意外に多いケースは少なくない。比較的中堅の企業のみならず、多くの中小企業にこの制度を活用してもらおうとする場合に必要な手当ては何か。

(回答)

- ・中小企業の私的整理においては、中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が機能しており、一部債権者が不合理に反対し全員同意が成立しないケースは多くないと認識。
- ・数少ない全員同意が成立しないケース等において、中小企業の早期再生のため に、本制度を新たな選択肢として活用することは一定の条件下ではあり得る。
- ・中小企業であったとしても、多数決を導入する以上、指定法人による厳格な入口審査は必要。また、厳格な審査である以上、厳格(緻密)なDDも必要となることに留意する必要がある。
- ・再生計画の要件としては、黒字化時期や債務超過解消年数等の基準に、中小企業向けに一定の柔軟性を設けることが一般的だが、本制度も同様の設計とすることが必要と考える(上記の「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」も要件を緩和)。
- ・なお、多数の債権者から同意を得るには、蓋然性の高い合理的な事業計画の 策定が必要であり、主要債権者(メインバンク)の関与が重要。その上で、中 小企業がかかる計画を策定するにはリソースが十分でないケースも少なくない ので、DD費用や外部専門家をリテインする費用支援等の手当が考えられる。
- ・また、広く中小企業が利用すること等により、本制度の利用企業が増加する場合には、指定法人のキャパシティ等についても、充分な考慮が必要であるほか、(特に手続参加について何らか強制力を伴う制度とされる場合)既存の私的整理手続への悪影響(安易に多数決に持ち込む慣行)が生じないよう留意する必要がある。

(質問④) 指定法人に関連して

事業再生実務家協会について、現状感じている課題は何か。

(回答)

- ・事業再生実務家協会については、事前相談への丁寧な対応や、適切な手続き実施者の選定など、事業再生 ADR の推進を通じ、円滑な私的整理並びに事業再生の実現に極めて重要な役割を果たして頂いていると認識している。
- ・同協会は、我が国経済にとってかかる重要な役割を果たしており、リソース面での公的なサポートも検討に値すると考えられる。

以上